

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第16号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

江戸川堤さくら公園	〃 東金町七丁目27番 1 号
-----------	-----------------

別表第 3 金額の欄を次のように改める。

金額
1, 933円
1, 145円
171円
429円
859円
143円
171円
429円
859円
1, 432円
1, 432円
572円
1, 432円

地上露出部分	1,245円
地下部分	429円
716円	
1,420円	
11,280円	
1,997円	
17,625円	
47円	
47円	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、令和7年4月1日以後に許可を受けた占用及び同日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が同日以後にわたるものの同日以後の期間に係る占用について適用する。